

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集に対して提出された意見とそれに対する総務省の考え方
(60GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備の高度化に向けた制度整備)

意見募集期間：令和元年 11 月 1 日から同年 12 月 2 日まで

提出件数 5 件（個人 3 件、法人 2 件）

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	「5G（第 5 世代）」における構造では、高い「周波数（Hz）」における 60GHz 帯なので、「キャリアセンス無し（干渉回避の機能無し）」では、人体に直接接触するので有れば、Wi-Fi ルーター等での「500MHz 帯から 10GHz 帯」迄の「周波数（Hz）」における「変換方式（シフトシステム）」を導入すべき構造と、私し個人は思います。具体的には、総務省が提唱している内容では、「キャリアセンス無し（干渉回避の機能無し）」では、以前の「パブリックコメント（意見公募）」での結果における総務省の考え方では、「キャリアセンスを具備しない場合は送信時間の制限を設ける事」等と明記していると思いますが、総務省側は、「メカニズム（仕組）」の詳細を明確にするべき事と、私は思います。要するに、総務省側は、「科学技術（サイエンステクノロジー）」における「メカニズム（仕組）」を基準とし、「法令（ルール）」を導入すべき事が重要と、私は考えます。	<p>今回導入するセンサーシステムは、数 cm の距離分解能が必要であることから、広帯域の周波数が確保できる 60GHz 帯の割当てが適当であると考えます。なお、本システムの導入にあたっては、既存の 60GHz 帯のレーダーシステムやデータ通信システムの状況を考慮して技術的条件の検討を行っています。</p> <p>また、送信時間制限に対する考え方については、陸上無線通信委員会報告（令和元年 10 月 8 日答申）において、60GHz 帯の小電力データ通信システムの映像伝送との共用を考慮したものである旨を記述しています。</p>	無
2	日本自動車輸	7GHz 幅の 60.5GHz モーションセンサおよび 9GHz 幅の 61.5GHz ミリ波レーダー導入に向けた制度化を歓迎致しますとともに、	本改正案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	入組合	国際協調を配慮のうえ、技術基準の制定の際は、輸入車メーカーのニーズも十分にくみ取っていただくことを希望致します。		
3	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	<p>電波法施行規則第六条の二の四の改正案は、技適未取得機器を用いた実験等の特例制度に60GHz帯の広帯域センサーの無線局を追加するものと理解していますが、本年11月20日に公布・施行されました同制度に係る省令及び告示では「920MHz帯の移動体識別の無線局」が同制度の対象かどうか不明確ですの で明確にさせていただくようお願いします。</p> <p>理由は、本年11月20日に施行されました告示第二百六十三号には「ARIBSTD-T107」（特定小電力無線局920MHz帯移動体識別用無線設備の標準規格）が規定されているものの、電波法施行規則第六条の二の四第1項において当該技術基準に対応する無線局が規定されていないためです。</p>	御意見を踏まえ、令和元年総務省告示第二百六十三号との整合性をとるため、電波法施行規則第六条の二の四において920MHz帯移動体識別用特定小電力無線局を対象無線局として規定するよう変更いたします。	有
4	個人 (2件)	日本放送協会に関する意見（本案に対する意見ではないと思われるため省略します。）	本案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に情報提供いたします。	無